

2017 年度予算法案

PROJET DE LOI DE FINANCES POUR 2017

2017 年度予算法案は現在議会で審議中のため、前年度迄の予算法を踏まえ重要となるポイントを押さえることとします。

I- 法人税率 (Impôt sur les sociétés)

2016 年 1 月 1 日以降終了の事業年度の法人税率は、33.33%に据え置かれます。

予算法案では、向う 4 年に渡り、段階的に法人税普通税率を 33.33%から 28%へ下げるとしています。下げ率は企業が達成する利益及び売上高に拠って変わってきます。2020 年には、利益や売上高に関わらず、税率 28%が全ての企業に適用となります。

法人税が 76 万 3 千€ を超える場合、超えた部分について 3.3%の社会保険補填税が課されます。

又、売上高が 2 億 5 千万€ を超える企業については、特別付加税として法人税額の 10.7%が加算されます。2011 年 12 月 31 日から 2016 年 12 月 30 日の終了事業年度に適用、期間の延長はないようです。

II- 法人税の欠損金繰越

A) 欠損金の繰越 - 2013 年度予算法

- 当期利益が百万€ 以下の場合、欠損金は無期限に繰越できます。
- 2012 年 12 月 31 日以降の終了事業年度で当期利益が百万€ を超える場合、繰越額は百万€ の制限額に当期利益から前述制限額を引いて 50%を掛け加算した額に制限されます。残りの欠損金については無期限に繰越ができます。

B) 欠損金の繰戻し (キャリーバック) - 2013 年度予算法

欠損金の繰戻しは過去 1 事業年度に限定、前年度の利益のみ繰戻しが可能です。繰戻し額は百万€ を上限とします。

III- 法人税上の損益

A) 関連会社株式譲渡のキャピタルゲイン - 2013 年度予算法

- 2012 年以降、2 年以上所有する関連会社の株式譲渡益には 12%が課税されます。又、当期の譲渡損の相殺は認められません。

B) 財務費用の損金算入 - 2013 年度予算法

- 2014 年 12 月 31 日以後の終了事業年度で、財務費用ネット額が 3 百万€ を超える場合、損金参入は 75%に制限されます。同適用は、借入金利子の不算入等（特に利子元金繰入れ）を考慮した後に適用されます。

- 連結納税の場合は、グループ外で発生する費用が対象です。

- 関連会社に支払った利子で、少なくとも 25%の税金を払っていない場合、損金不参入となります。

C) 配当金支払に関わる追加税 - 2013 年度予算法

配当金に課せられる 3%の追加税は、配当金支払直後の法人税予定納付と共に納めます。2008 年 8 月 6 日付の EU 指令で意味するところの中小企業には適用されません。又、同じ連結納税グループであれば適用されません。

IV- 研究開発税額控除 (Crédit d'Impôt Recherche)

これまでの措置

2008 年 1 月 1 日以降、企業は研究開発費用の内、1 億€ 迄はその 30%、それ以上の場合は 5%の税額控除を享受できます。

研究開発費用の総額のみに焦点を当て算定され、以前の増加型による計算方法はなくなりました。

中小企業（EU の意）及び新規設立企業については、即時、条件付きで還付が可能です。

2013 年 1 月 1 日以降、中小企業（EU の意）については、イノベーションに関する費用も税額控除に算入できます。

海外領土県についても、2015 年 1 月 1 日以降、特別措置が取り込まれました。

これらの措置から、フランスで研究開発を行うことは有利となっています。

V- 競争力強化雇用拡大税額控除 (CICE) - 2013 年度予算法

2014 年 1 月 1 日以降、支払給与グロス額が法定最低賃金 SMIC の 2.5 倍以下の場合（時間外勤務を除く月額給与グロス額 3,666€ : 2016 年）、税額控除は給与額の 6%となっています。

CICE は課税対象となりません。

VI- 付加価値税 (VAT)

2017 年の VAT 税率は以下の通りです。

普通税率	20.00%
中間税率	10.00%
軽減税率	5.50%
超軽減税率	2.10%

VII- 給与税

原則的に、VAT 課税対象とならない組織（例：駐在員事務所や団体等）が、従業員に支払う給与に適用されます。2017 年支払の適用税率はまだ発表されておらず、現在 2016 年の率は以下の通りです。

<u>税率</u>	<u>年間給与区分</u>
4.25%	7,704€ 以下
8.50%	7,705€ - 15,385€
13.60%	15,386€ - 151,965€
20.00%	151,965€ 超

VIII- C3S 税 (旧オーガニック税)

売上高に対し 0.16%となっています。2016 年は、売上高 19 百万€ 迄は課税ありませんが、2017 年支払の 2016 年売上高については、70 百万€ 迄に変更となります。

IX- 社用車税 (TVS)

2017 年社会保険予算案での課税対象期間の変更に伴い、2017 年は 4 四半期ではなく、5 四半期の支払いが生じます。

IX- その他の措置

2017 年度予算法案では、特に主だった変更は見られません。僅少な課税及び税額控除の廃止や一般税法典 CGI の中で特意的を絞った点の改正となっています。

X- 2016 年度の個人税制について

A) 所得税 (Impôt sur le revenu) (2017 年度予算法案)

1/ 税率

2016 年度の所得については、控除額が 0.1%上がりました。税率は 4 つあり 14%から 45%まで、5 段階に分けて課税されます。

<u>所得区分</u>	<u>税率</u>
9 710€ 以下	0%
9 701€ - 26 818€	14%
26 818€ - 71 898€	30%
71 898€ - 152 260€	41%
152 260€ 超	45%

- 予算法案では、インターネットによる電子申告を段階的に一般化することを予定しています。2014 年に課税所得が 4 万€ を超えた納税者は、2016 年から対象となります。
- 2011 年の所得から、単身世帯 25 万€ ~50 万€ /夫婦世帯 50 万€ ~100 万€ の所得枠に対し、高所得者特別負担税として 3%が課せられ、さらに単身世帯 50 万€ /夫婦世帯 100 万€ を超える部分に対しては、4%が課税されています。
- 一方、子供 1 人に対し、0.5 の係数が付加されますが、減税の上限は 1512€ に制限されます。
- 源泉徴収制度については、2018 年 1 月からの設置を予定しています。

B) 富裕税 (Impôt de Solidarité sur la Fortune)

2017 年度予算法案に具体的な記述がないため、2016 年の税区分が継続される見込みです。

純資産額が 130 万€ を超える場合、富裕税の対象となります。同資産額以下の場合、課税はありません。



納税には以下の税区分を用います。

<u>純資産額区分</u>	<u>税率</u>
800 000€ 以下	0.00%
800 001€ - 1 300 000€	0.50%
1 300 001€ - 2 570 000€	0.70%
2 570 001€ - 5 000 000€	1.00%
5 000 001€ - 10 000 000€	1.25%
10 000 000€ 超	1.50%

C) 出向者税制

マクロン法は、外国人出向者に関し、フランスの同企業内でのポストの移動、或いは同じグループ企業内での出向についても、出向者税制の優遇措置を受けられるとしています。

2016年7月6日以降にフランスへ出向となる場合、8年目の12月31日迄適用延長とされます。

又、2017年より同新規出向者が受取る駐在員手当について、給与税が免除とされます。

*

* *

結論：2017年度予算法案は、個人税制については昨年度維持、企業についても主だった変更は見られません。しかしながら、2017年5月と6月に、大統領選挙と議会選挙を控えていることから、何がしかの修正があるのでは思われます。